

報告書を踏まえた対応状況について（対応状況・方針）

現状・課題

- 専門職大学院は、平成 15 年度に、高度専門職業人養成に目的を特化した課程として創設以来、大学院教育の実質化や社会人教育を牽引する役割を担うとともに、一定程度の普及定着が図られてきた。
- 高度専門職業人養成の必要性が増大している一方で、全体としては制度導入時に期待されたほどには広がりを見せていない。これには以下の理由が考えられる。
 - ・社会（「出口」）との連携が必ずしも十分ではなく、多様化するニーズを的確に踏まえたプログラムが提供できていない。
 - ・専門職学位の付加価値が社会（「出口」）に理解されておらず、専門職学位を取得してもキャリアアップにつながる社会的仕組みができていない。欧米先進国と異なり、専門職学位等と職業資格との関係が十分に確立されていない。
 - ※米国においては、大学院は、学術系大学院（グラデュエートスクール）と専門職系大学院（プロフェッショナルスクール）に大別されるが、専門職系大学院（プロフェッショナルスクール）に対する社会的評価は高く、専門職学位の取得がキャリアアップにつながる社会的仕組みが確立している。
 - ※独仏においては、職業資格の一部として学位が位置付けられているのが一般的である。また、欧州では、「欧州高等教育圏」の構築を目指し、ボローニャ・プロセスが進行しており、域内の流動化を促進し、就職可能性を高めるため、ディプロマ・サプリメント（学位の学修内容を示す共通様式）の本格的導入等が進められている。
 - ・社会（「出口」）に対する情報提供が不足
 - ・社会人が仕事を続けながら通学可能な、より一層柔軟な履修形態が必要
- 高度専門職業人養成という観点から、修士課程と専門職学位課程の役割分担が明確ではない。

今後の方向性

○高度専門職業人養成機能の充実強化

- ・少子高齢化が進む中、専門性が要求される分野での労働生産性を向上し、持続的な経済成長をはかる観点から、自らの強みや特徴を伸ばすための取組を促進するとともに、専門職大学院を高度専門職業人養成のための中核的教育機関と位置付け、高等教育全体としての機能強化を図っていくことが必要。

○社会（「出口」）との連携強化

- ・各専門職大学院における養成人材像を明確化し、社会（「出口」）と共通理解を得ることが必要。また、社会の受け入れ体制を作っていくことが必要。
- ・社会（「出口」）との連携強化の重要性と必要性を、制度に一層取り込むことが必要

○多様なニーズへ対応するための学士課程・修士課程等との連携強化

- ・学士課程、修士課程、他の専門職学位課程等の教員とも連携して、社会（「出口」）のニーズを踏まえた、特色ある教育プログラムの提供が必要

○分野ごとのきめ細かい対応

- ・対応が必要と考えられる課題については、分野ごとのきめ細やかな対応が必要

具体的改善方策

1. アドバイザリーボードの設置

- 社会（「出口」）との連携を強化するため、関係業界・職能団体や地方公共団体の関係者など各専門職大学院が掲げる養成人材像と関連が深い者（関連が深い者であれば、当該専門職大学院修了生も当然含まれる）（以下単に「ステークホルダー」という。）や学外の有識者等からなるアドバイザリーボードを設置し、各専門職大学院の教育課程の編成・実施、教員の資質向上、情報公開の在り方等に関する事項について指導・助言を受けることを義務付けるべきである。
- メンバー構成や運営方法、指導・助言が生かされているかといったアドバイザリーボードの有効性については、認証評価において確認することを検討すべきである。

【対応状況】

・第193回通常国会に提出した「学校教育法の一部を改正する法律案」の成立により、学校教育法第99条に「専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業についている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質向上を図るものとする。」と追加。（資料5参照）

2. 教育課程等

（1）コアカリキュラムの作成

- 教育の質保証と教育内容を可視化する観点から、コアカリキュラム※を、各分野において、ステークホルダーや認証評価機関、学会等の参画を得た上で策定し、必要に応じて更新することを促すことが必要である。その際、望ましい必要単位数や実践的な授業の扱いについて一定の目安等を示すとともに、国際的な動向、学生の職業経験の差等を踏まえることが必要である。また、各専門職大学院が独自性を発揮できるように配慮することが必要である。
- コアカリキュラムの作成主体は、当該分野のすべての専門職大学院から意見を聞くことが必要であり、同じ分野の専門職大学院からなる組織体が積極的に関与することが望ましい。こうした組織体が存在しない分野については、組織体の創設が望ましい。当該分野に専門職大学院が1校しかないなどコアカリキュラムの策定が困難と判断される場合は、各校において、国際的な動向、学生の就業経験の差等を踏まえ、学修内容や到達目標を適切に策定することが望ましい。
- コアカリキュラムが策定された場合は、その導入状況を、認証評価において確認（各専門職大学院の判断で導入しない場合は、合理的な理由の有無を確認）することを促すことが必要である。
※コアカリキュラムとは、当該分野の専門職大学院で学ぶ全ての学生が修得すべきと考えられる学修内容や共通的な到達目標

【対応状況】

・平成28年度委託事業において、ビジネス分野（受託者：神戸大学）及びMOT分野（受託者：山口大学）のコアカリキュラムを策定した。（参考資料2）

- ・平成 29 年度委託事業において、引き続きビジネス分野及び MOT 分野のコアカリキュラムの実証・改善を行う。(参考資料 3)

(2) 社会人に対する柔軟で多様な教育機会の提供

- 社会人が仕事を続けながら通学できるよう、各専門職大学院に対し、柔軟な履修形態等により、社会（「出口」）のニーズに対応した多様なプログラムを提供することや、ICTの活用等を促すことが必要である。
- この際、履修証明制度と科目等履修生制度を併せて活用することにより履修証明書を交付しつつ単位認定を行うといった取組、長期履修制度や夜間開講等のより積極的な取組が考えられる。
- 地方公共団体・企業等に対し、社会人が仕事を続けながら通学することについての理解を促すための方策を国として検討すべきである。
- 社会のニーズが存在することを前提として、国際的な通用性に留意しつつ、高度専門職業人養成を主目的とした博士レベルの専門職学位の検討を行うことが必要である。

【対応状況】

- ・平成 29 年度委託事業において、経営系分野のノンディグリープログラム等の開発を促進。(参考資料 3)
- ・法科大学院における ICT を活用した教育の促進のため、「法科大学院における ICT（情報通信技術）を活用した教育の在り方に関する検討結果」（平成 29 年 2 月 3 日法科大学院教育における ICT（情報通信技術）の活用に関する調査研究協力者会議）を取りまとめた。

《更なる議論が必要と考えられる事項》

- ・社会人に配慮したより柔軟な履修形態の在り方。
- ・地方公共団体・企業等に対し、社会人が仕事を続けながら通学することについて理解を促すための方策の在り方。
- ・高度専門職業人養成を主目的とした博士レベルの専門職学位の検討。
←実態調査やニーズ調査を行うことも一案。(学術会議の報告書(参考資料 5)においても提言されているところ。)

(3) 成長が見込まれる分野に特化した経営人材養成

- ビジネススクールをはじめとした専門職大学院が特定分野に強みを有する経営人材を育成するためには、クロスアポイントメント制度等も活用しつつ、当該分野に専門性を有する専門学校、学部、他の研究科等と連携することも有効である。

【対応状況】

- ・平成 29 年度委託事業において、成長分野や産業界のニーズが高い分野のモデルとなる教育プログラムの開発を実施予定。(参考資料 3) (他の大学院等と連携し、事業を遂行することを奨励している。)
- ・観光庁事業により、京都大学及び一橋大学が、観光に関する MBA プログラムの創設を検討中。(平成 30 年度開設予定)

(4) 世界基準の教育課程の開発

○国際的通用性のある分野における専門職大学院に対し、国際的な認証機関の受審等を通じ、国際的水準での教育の質の積極的なアピールやアジアをはじめとした海外からの留学生を想定した教育課程の開発を促すことが必要である。

【対応状況】

- ・平成 29 年度委託事業において、国際的な動向を踏まえたビジネス分野及び MOT 分野のコアカリキュラムの実証・改善を行う。(参考資料 3)
- ・平成 29 年度委託事業において、海外の評価機関との連携方策の在り方などに関する調査研究の実施を検討中。

3. 教員組織

(1) バランスの取れた教員組織

- 「理論と実務の架橋」を図るためには、各専門職大学院が掲げる人材養成上の目的と合致する、高度な実務上の知識や能力を有する実務家教員と高度な研究能力を有する研究者教員のバランスの取れた教員組織であることが必要であり、そのことを認証評価で確認することを検討すべきである。
- また、高度専門職業人を養成する観点から、実務家教員と研究者教員の連携によって、「理論と実務の架橋」を図るための教育が効果的に実施される体制が構築されているか、また、ファカルティ・ディベロップメントによって、教員間の連携を図るための取組が適切に実施されているかを認証評価において確認することが必要である。

【対応状況】

- ・一部の認証評価機関において、関連する認証評価基準が設定されている。

(2) 適切な実務家教員の確保

- 実務家教員でも、実務との関わりを長期間持たないと最新の動向に疎くなるため、実務家教員が実務の最新知識を有するなど適切な人材であるか(実務の現場を離れてから過度な期間が経過していないか等)を認証評価で確認することが必要である。
- 最新の知識を有する実務家教員を得るため、企業等との連携により、ローテーションによる派遣を確保することも一案である。
- 実務家教員の3分の2以内は、専任教員以外の者でも、1年に6単位以上の授業科目を担当し、かつ、組織の運営に責任を負うもので足りるとされている。この、いわゆるみなし専任教員制度の活用により、最新の知識を有する実務家教員を効果的に教育の現場に取り込むことが必要である。この趣旨を更に生かすため、みなし専任教員の担当科目数について、大学院の運営についての責任(教授会構成員として責任のある参画を想定)を担保することを前提として緩和することを検討すべきである。その際、教育の質が低下しないよう留意が必要である。

○みなし専任教員の活用状況も含め当該専門職大学院における実務家教員と研究者教員のバランスについては、認証評価において確認することを検討すべきである。

【対応状況】

- ・実務家教員が適切な人材であるかについては、一部の認証評価機関において、関連する認証評価基準が設定されている。
- ・みなし専任教員の必要単位数を6単位から4単位へと緩和することについて検討中。(専門職大学院に関し必要な事項について定める件。(平成15年3月31日 文部科学省告示第53号)(資料6))

(3) 他の課程との連携の促進

○専門職大学院制度においては、その教育の質を保証するという観点から、一定の独立性の確保と教員組織の充実が求められており、設置基準上必ず置くこととされる専任教員(以下「必置教員」という。)は、原則として他の課程の専任教員を兼務できないこととされている。制度創設後10年間の特例として、他の課程の専任教員を兼務することが認められていたが、平成26年度より、博士課程(一貫制及び区分制の後期)を除き、特例措置は廃止された。

※専門職大学院の専任教員であっても、兼担として、他の課程の授業を教えることは可能である。

また、必置教員数分を超えて配置される専任教員については、他の課程の専任教員を兼務することは可能である。

○この制度により、専門職大学院における教育に専念する教員の確保が図られる一方で、学部との連携や学際連携が図りづらいため、高等教育機関としての発展が阻害されているとの指摘がある。専門職大学院を、高度専門職業人養成のための中核的教育機関と位置付け、機能強化を図っていく観点から、専門職大学院と、学士課程や修士課程等との連携を強化していく必要がある。また、特に、地方の小規模大学などについては、地域課題の解決に貢献するためにも、限られた人的リソースの有効活用を促進する必要がある。

○社会(「出口」)や地域のニーズに対応するための新たな取組や自らの強みや特徴を伸ばすための取組を促進し、高度専門職業人養成機能の強化を図るため、教育の質保証を前提として、専門職大学院の必置教員が他の課程の専任教員を兼務することを一定程度認めることを検討すべきである。

○この際、例えば、

①専門職大学院を新設する場合(修士課程から移行する場合も含む)の時限付き措置として認める場合

②教育上積極的な効果が認められる場合であり、かつ、教育上支障がない場合に限定した恒常的措置として認める場合

などについて必要性を整理し、検討を進めるべきである。

○①の対象としては、以前の時限付き特例措置の対象も踏まえ、学士課程、修士課程、専門職学位課程とすることが考えられる。

○②の対象としても、専門職大学院と他の課程との連携を図っていく観点から、学士課程、修士課程、専門職学位課程とすることが考えられるが、現行制度上、同じ課程間の専任教員の兼務は認められていない。このため、今後、特に、修士課程及び専門職学位課程を恒常的措置の対象とすることについては、引き続き、適切な場において全体的な議論が必要である。

○また、これらの措置が専門職大学院の教育の質の低下を招かないようにすることが必要であ

り、エフォート管理の手法の導入や基準の在り方についての十分な検討が必要である。また、兼務を認める場合、設置審査や認証評価において確認することについても今後検討する必要がある。

- なお、エフォート管理の手法を導入する場合は、専門職学位課程以外にも影響が及ぶことが考えられるため、上記同様、引き続き、適切な場において全体的な議論が必要である。
- 専門職大学院設置基準上、平成30年度までの間、特例措置が設けられている教職大学院については対象外とすべきである。また、法科大学院については、国は、平成30年度までを法科大学院集中改革期間と位置付けていることを踏まえ、中央教育審議会に設置されている法科大学院特別委員会において更に専門的な議論が必要である。
- 一方、修士課程の教員基準について、法学分野については、複数専攻を設ける場合の緩和措置が設けられていることから、専門職学位課程においても、法学分野においては、一研究科に、複数の専門職学位課程の専攻がある場合は、必置教員数を一定程度緩和することを検討すべきである。
- 一定の独立性の確保を求めたこととの関係で、大学内で、専門職大学院が他の課程と必要な連携が取られていない場合があるとの指摘があるが、新たなニーズに対応した教育プログラムを提供するため、学士課程や修士課程等と連携を図ることは重要である。教授会の運営等において一定の独立性が確保されている場合、前例もあるとおり、同じ研究科内に、修士課程と専門職学位課程を設置することも一つの方策である。

【対応状況】

- ・関係規定の改正の在り方について検討中。(資料6)

《更なる議論が必要と考えられる事項》

- ・兼務を可能とする課程の範囲、教員の割合、質保証の仕組み
- ・修士課程や専門職学位課程同士との兼務の在り方

(エフォート管理の手法の導入を含めた、具体的な基準の在り方(専門職学位課程以外にも影響が及ぶことから、上位の部会等における議論も必要))

(4) ファカルティ・ディベロップメントの充実

- プロフェッショナルスクールの教員としての訓練が、研究者教員・実務家教員双方に必要である。ファカルティ・ディベロップメントの実施にあたっては、研究者教員と実務家教員の連携によるカリキュラム・授業開発や、効果的なチーム・ティーチングの在り方を検討するなど、「理論と実務の架橋」を図るために双方の教育力の向上を促すための取組が必要である。

【対応状況】

- ・平成28年度委託事業において、経営系大学院の教員の教育指導能力を向上させるためのFDの在り方について調査研究を実施した。(受託者：同志社大学)(参考資料2-1)

4. 認証評価

(1) 社会（「出口」）との連携による認証評価

○認証評価機関は、修了生の就職先（民間企業等）、学生、その他の関係者から意見を聴き、認証評価に反映させることが必要であり、その際、特に、修了生が、各専門職大学院の人材養成上の目的に沿った活動を行っているかを確認することを検討すべきである。

【対応状況】

- ・一部の認証評価機関において、関連する認証評価基準が設定されている。

(2) 国際的な同等性・通用性の確保

○認証評価において、教育の質の国際的な同等性・通用性の確保が必要であり、認証評価機関における国際的な視点からの取組が期待される。

【対応状況】

- ・平成 29 年度委託事業において、海外の評価機関との連携方策の在り方などに関する調査研究の実施を検討中。

(3) 機関別評価と分野別評価の効率化

○機関別評価と分野別評価の効率化が必要であり、機関別評価にあたって、分野別評価の結果の活用により効率的に評価することを検討すべきである。また、専門職大学院のみを設置している大学の場合は、機関別と分野別の評価を一本化して受審することを可能とすることを検討すべきである。この場合、両評価の質を維持することが必要である。

【対応状況】

- ・機関別認証評価と分野別認証評価の効率化については全体的な認証評価のあり方の観点から、今後検討予定。

(4) 国際的な評価機関の評価の在り方

○国際的な評価機関の認証を得た場合、国内の認証評価との重複を避けるため、国内の認証評価基準との整合性を確保しつつ、国内の認証評価の受審に伴う負担の大幅な軽減を図る措置を検討すべきである。

【対応状況】

- ・平成 28 年度委託事業において、経営系の国際評価機関の評価基準と国内の認証評価基準の比較調査を実施。（受託者：一橋大学）
- ・平成 29 年度委託事業において、海外の評価機関との連携方策の在り方などに関する調査研究の実施を検討中。

5. 情報公開の促進

(1) 社会（「出口」）との連携方策の策定

○社会（「出口」）との関係において具体的にどのような人材の養成を目指しているのか、専門職大学院での学修は人材養成プロセスのどの部分（例：入門部分）に該当するのか、ステークホルダーとどのような連携を図って教育内容を充実するのか等に関する方策の策定・公表を義務付けることを検討すべきである。

【対応状況】

・「社会（出口）との連携方策」に関する策定状況を調査中。

(2) 修了生の活躍状況等についての情報公開の促進

○専門職大学院は、修了生が、目標どおりの人材として育てているかをフォローアップすることが必要であり、修了生の就職状況に加え、それ以降の活躍状況（企業・地方公共団体等での処遇の状況を含め目標に掲げた人材像に合致する活躍をしているか）についての情報公開を促進することが必要である。

○専門職学位の付加価値を社会（「出口」）に理解してもらえるよう、国においても、専門職大学院について積極的な広報に努めることが必要である。

【対応状況】

- ・就職状況のほか、活躍状況についても情報公開するよう関係規定もしくは通知等で対応予定。
- ・経営系専門職大学院においては、平成 28 年度委託事業で得た成果をパンフレットにまとめるとともに、シンポジウムを開催した。
- ・法科大学院においては教育内容や修了生の活躍状況等をまとめたパンフレットを作成した。

6. 職業資格試験等との関係

○高度専門職業人養成の観点から、専門職大学院と職業資格試験や、資格と関連する研修等との望ましい連携の在り方を検討するとともに、文部科学省が各資格を所掌している省庁と連携し、各資格と専門職大学院との関係性を個別に検討することが必要である。新たに設けられた公認心理師試験等の受験資格を含めた職業資格試験の在り方や、資格取得者を評価し雇用する仕組みの在り方について、プロセスとしての高度専門職業人養成の観点から、十分配慮が必要である。

【対応状況】

・公認心理師資格については、厚生労働省に設置されている「公認心理師カリキュラム等検討会」において学部及び大学院におけるカリキュラムや試験の在り方等について検討中。

7. 専門職大学院の教員養成

○研究能力に加え、実務上の知識・能力を有する教員の養成が必要であることから、専門職大学院修了生が、円滑に博士課程（後期）へ進学できるよう、進学希望者が、何らかの形で研究指導を受けることができるよう取組を促すことが必要である。

【対応状況】

・進学希望者に対する研究指導の状況に関する実態調査を実施中。

8. 分野ごとの固有の問題への対応

○分野ごとの固有の問題として、以下の事項があげられるが、社会（「出口」）との連携を促進し、高度専門職業人養成機能の強化を図る観点から、今後、必要に応じ、適切な会議体において引き続き検討が行われることが必要である。

【対応状況】

・まずは経営系分野について何らかの形で有識者会議を設置予定。

9. 新たな認定制度

○①世界的に活躍するグローバル人材の養成、②地域の課題解決に貢献する地域人材の養成、③社会的ニーズの高い特定の分野に強みを有する専門人材の養成、といった各専門職大学院の強みや特色を前面に打ち出すための組織的な取組を促すため、①から③ごとに定める一定の基準を満たしたと認められる専門職大学院を新たに認定し、メリットを付与する制度を検討することが必要である。制度の導入にあたっては、多くの分野と関連が深い経営系分野から開始することも一案である。

【対応状況】

・本WGでの議論も踏まえ、経営系分野の有識者会議において詳細な制度設計を検討していく予定。

修士課程との在り方の整理を含めた大学院全体としての見直し

○若年人口が減少していく我が国が将来にわたり発展していくためには、社会（「出口」）と協働して、高度専門人材の育成を担う大学院教育の改革を推進することが必要である。

○本ワーキンググループにおいては、専門職大学院を、高度専門職業人養成のための中核的教育機関と位置付け、専門職大学院の在り方について検討を行ったが、高度専門職業人養成機能を強化する観点から、大学院全体としての議論が必要である。特に、社会（「出口」）との連携の在り方や養成人材目的の検証・見直しにより、高度専門職業人養成を主たる目的とする修士課程等が専門職学位課程へ移行することを積極的に促す方策についても検討が必要

である。その際、専門職大学院の設置が進んでいない、地方における高度専門職業人についてのニーズを踏まえることも必要である。

【対応状況】

- ・ 経営系修士課程の専攻を置く国立大学に対してアンケートを実施。
- ・ その調査結果を踏まえ、教育内容等の現状や課題等についてヒアリングを実施した。(資料7)
- ・ 本年2月に中央教育審議会大学分科会においてまとめられた「今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する論点整理」(参考資料4-2)において、「研究職よりも高度専門職業人養成を主としている修士課程の専門職学位課程への移行の促進」を検討する旨記載されており、今後、「我が国の高等教育に関する将来構想(諮問)」(参考資料4-1)に基づき、検討を進める。